

吹田ギターアンサンブル会則

- 1.名称 当会の名称は「吹田ギターアンサンブル」と称す（以下「本会」という）。
本会の所在地は代表宅とする。
 - 2.活動目的 本会は、演奏活動を通じ会員相互の親睦を計るとともに、地域社会との交流をとおして社会に貢献することを目的とする。
 - 3.活動内容 クラシックギターによるクラシック、ポピュラー音楽を中心にアンサンブル演奏を行う。
 - 4.練習 毎週土曜日午後に行う。
但し、実情に合わせ会員の同意を得て変更することができる。
 - 5.会員 本会則に同意し、且つ、定められた会費等を支払う者により構成される。
 - 6.会計年度 1月1日に開始し12月31日で終了する。
 - 7.会費 月額1,500円とする。
但し、会員が1ヶ月以上継続して休む場合は代表に届出し、期間中の会費は半額とする。
 - 8.入会金 月額会費1ヶ月分とする。
 - 9.役員 本会は役員として、代表、副代表、会計、書記、監査を各1名置く。
任期は1年とするが再任、重任はこれを妨げない。
 - 10.役員の仕事 役員の仕事は以下の通りとする。
代 表 本会の代表であり、会の統括を行う。
副代表 代表の補佐を行う。また代表不在時には、代行する。
会 計 本会の金銭管理を行う。
書 記 本会で決定した事項を議事録として作成する。
監 査 本会の会計を監査する。
 - 11.総会 年に一度代表が招集をする。この場合、役員の大過半数の出席が必要である。
また、決定事項は全会員過半数の同意を必要とする。
- 附則
- | | |
|----|-----------|
| 施行 | 1996年1月1日 |
| 改定 | 2012年9月1日 |
| 改定 | 2017年1月1日 |
| 改定 | 2019年1月1日 |
| 改定 | 2024年1月1日 |